（書跡・典籍の部）

上欄 名称及び員数	認定告示	中欄 名称及び員数	下欄 所有者	所有者の住所
紙本墨書啓迪集 曲直瀬道三自筆本　八冊 天正二年策彦自筆ノ序アリ	昭和十二年文部省告示第四百三十四号	啓迪集 天正二年自序　二冊	啓迪集 自筆本　八冊 天正二年策彦周良題辞 附　啓迪集 天正二年自序　二冊	公益財団法人武田科学振興財団	大阪府大阪市中央区道修町二―三―六

○文部科学省告示第四百四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
裸婦図 村上華岳筆 絹本著色　一面	公益財団法人山種美術財団	東京都渋谷区広尾三―一二―三六
絹本著色光明本尊　三幅	宗教法人妙源寺	愛知県岡崎市大和町字沓市場六五
裸婦山本芳翠筆 油絵 麻布　一面	岐阜県（岐阜県美術館保管）	岐阜県岐阜市藪田南二―一―一
絹本著色夢窓疎石像　一幅 観応二年八月の自賛がある 絹本著色無極志玄像　一幅 延文四年二月十六日の自賛（空谷明応筆）がある	宗教法人慈済院	京都府京都市右京区嵯峨天竜寺芒ノ馬場町六六
紙本墨画淡彩寒山拾得図 狩野山雪筆　一幅	宗教法人真正極楽寺	京都府京都市左京区浄土寺真如町八二
紙本墨画淡彩四季山水図 六曲屏風　一双	宗教法人太山寺	兵庫県神戸市西区伊川谷町前開二二四

○文部科学省告示第百五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
鉄造阿弥陀如来立像 西念、良覚作　一軀 背面に弘長四年四月、大大工権守入道西念、大仏師日向房良覚等の陽鋳銘がある	中染町	茨城県常陸太田市中染町二三
木造釈迦如来及両脇侍坐像 院吉、院広、院遵作　三軀 中尊像底に観応三年、院吉・院広・院遵、左脇侍像底に院広、右脇侍像底に院遵の刻銘がある	宗教法人方広寺	静岡県浜松市北区引佐町奥山一五七七―一